

「自衛隊に何ができるか」 —対領空侵犯措置・FCS レーダー電波照射・アルジェリア事案—

元空将 織田邦男

只今ご紹介頂きました織田でございます。本日このような議論の場にお招きいただきましたことに感謝申し上げます。今日の午前中、事務所で手帳を見て、そうか今日はここでしゃべらなくてはいけない日だということに気付かしまして、その際にレジユメが必要になると思い、さっと作ってきたものを本日皆様のお手元に配布いたしております。本日はこのレジユメに沿って進めさせていただきます。

本日の議論の中で私自身が何を皆様にお話すべきなのか悩んでおりました。ここには対領空侵犯措置と記載しておりましたが尖閣における対領空侵犯措置について詳細にお話ししてもあまり面白くないと考えております。というのは私個人としては、今懸案になっている尖閣の領域に戦闘機が飛来して領空侵犯する可能性は非常に低いと考えているからです。

中国空軍は尖閣上空で作戦を行う能力を未だ持っていません。戦闘機というのは基本的にはレーダー覆域を超えて作戦をすることはしません。操縦者はレーダー覆域外を飛行することには臆病になるものです。私自身が 3700 時間あまり戦闘機で飛んだ経験を持つ人間なのでこの点は十分に理解できます。

宮古島のレーダーが日中双方にとっても最も近いものになります。客観的にレーダー覆域を計算するとわかるのですが、このレーダーでも尖閣上空 5000 フィート以下のものは見えなくなります。私が空幕の防衛部長をしておりました時、何回も T-4¹で飛びましたが、低高度に降りると言うことは困るということをよくいわれました。要するに高度が低くなると通信もできなくなるからです。ですから尖閣上空を低高度で飛ぶときは、通信中継の飛行機をもう一機上げてくれました。

今の中国空軍の能力からすると、やはり尖閣上空まで戦闘機が来るということは考えづらい。仮に来るパターンとして想定できるのは、Y-8を改良した空中警戒機が飛行している状況下であれば、戦闘機が尖閣の領空を侵犯するということはあると思います。ただ空中警戒機の稼働率は高くないし、戦闘機の航続性能も限定的であり、なかなかその能力は未熟である。

¹ T-4 中等練習機：初等訓練を終えたパイロットが続いて訓練する中等亜音速ジェット機、連絡用などにも用いられる他、3代目『ブルーインパルス』使用機としても活躍。ブルーインパルスは戦技研究仕様機とよばれ、全て新造機として取得されている。高度約 10,000m での水平飛行/クリーン（増槽タンク無し）時最大速度: マッハ 0.91（約 560 kt）、通常巡航速度: マッハ 0.75、航続距離: 約 1,300 km（約 700 海里）、実用上昇限度: 約 15,240 m（50,000 ft）、上昇率: 3,160 m/min

一方で民間機や海監のプロペラ機などがナビゲーションで領空を侵犯するということは考えられます。しかし基本的には相手も戦闘機ではないので、日本側の F-15²が迎撃に向かったとしても撃墜することはない。戦闘機でないかぎり大した問題にもならない。ということで、このことをお話ししてもあまり面白くないと思います。

そこで話をもう少し広げまして、私が仮に中国側の指揮官であったら、尖閣の領有権をどのようにして奪おうとするかを考える方が面白いと思ひまして本日のレジュメを用意してございます。そしてそれに対応する際の日本側の問題点を一種のストーリー的に提示してお話しさせていただきます。

まず申し上げたいのは中国側司令官として領有権を獲る計画を立てるとするのは恐ろしく難しい作業であるということです。類似の作戦として南シナ海のパターンが考えられます。先ずは領有権を主張して大勢の漁民に違法操業させ、島嶼に文民を上陸させ、主権碑等を立てる。そして文民保護の目的で軍事力を出すというものです。これによってフィリピン、ベトナムに対して南沙諸島、西沙諸島における島嶼を獲得しています。

このパターンを尖閣に適用できるかというところそう簡単ではない。何故かと言いますとフィリピン、ベトナム相手であったから制海権、制空権を獲得できたということです。つまりフィリピン、ベトナムのような制空権、制海権を持たない相手に対して行ったミッションだから成功したのです。

中国の司令官の立場を想像しますと、これを尖閣で行うのは大変だと思います。まず中国人が上陸したら島嶼奪還作戦を行えということを主張する方がいますが、それをするよりはガダルカナルのように補給物資を止めた方がよほど費用対効果に優れる。法律的な問題はさておき、軍事的合理性からみても補給路を断つことによって上陸した文民を降参させる方がいい作戦で、日本にも実施可能です。

3月11日に中国の政府系新聞が劉源（リュウゲン）上将の発言を載せておりました。この方は習近平の軍師に当たる人物で劉少奇（リュウショウキ）の息子なのですが、彼がわざわざ出てきて「戦争で解決するような問題ではない」という発言をしてアドバルーンを上げています。これは軍隊の中の過激派を抑えにかかっていると考えていいと思います。

尖閣の領有権獲得が簡単なミッションであれば既にフィリピンやベトナムに対して行ったように既に実行に移していると思います。しかし仮に中国側がそうした行動に出てきた場合、軍事的合理性から考えますと、先ず海上自衛隊がこれを停船させ、臨検し、ブロックードする。その活動を空から邪魔されないように航空自衛隊がエアーカバーをかけることになりま

² F-104J/DJ 後継として、ライセンス国産化された日本仕様機が本機。三菱重工業を主契約社とし、単座型の F-15J 165 機と複座型 F-15DJ 48 機の合計 213 機が製造された。現在 201 機を運用、90%以上の高稼働率を維持。一機当たりの調達価格は約 120 億円。

す。中国側はこれを突破しなければならない。実際に日本側がこの行動をとれるかどうかは法的に懐疑的などころがあります。これには個別的自衛権の発動が必要になるからです。

もうひとつは国内の制約要因の存在です。今回中国は経済成長率を 7.5%に据え置いています。中国は成長率 7%を下回ると暴動がおこると言われています。なんとしてでも 7%以上の経済成長を維持しなければならない。現在でも一日当たり 548 件、年間 20 万件的暴動が起きているといわれていますから中国は基本的に経済問題が最優先課題になると思います。これが崩れると共産党一党独裁の正統性までが揺らぐことになります。

そのような状況下において国際社会の中で評判を落とすような軍事行動をとってくるのかというと実際には起こせないわけです。ただそれでも起きてしまうパターンは二つあります。

共産党の正統性が危機に瀕した時でしょう。国内矛盾を国外に転嫁する、これは毛沢東の言葉にあります。どうしようもなくなったときに不満の矛先を外に向ける、その方策の延長線上で尖閣に出てくるということはあると思います。

もうひとつは国際社会から全く非難を受けない、経済に対して影響を与えることなく、しかも日米同盟が機能しない状況が生じた場合です。これは非常に考え難いことですが、これは日本側から手を出す、しかも相当にまずいことを日本が行うということがない限り、このケースは生じないと思います。

では、どうするかといえば、中国は「軍事は政治の延長である」と言うクラウゼヴィッツの信奉者でもあります。だからこそ「戦わずして勝利する」ことを目指して「世論戦・心理戦・法律戦」の三戦を主張しているわけです。心理戦を用いて日本から譲歩を引き出す、世論戦を展開し国連において自己の正当性を主張し、法律戦によってその正当性を捏造するといった活動に力を注いでいます。

ではここから具体的に「航空優勢の現状はどのようなものか」という話に移りたいと思います。私は日中両国が小競り合いを起こさないようにするためには、東アジアにおける航空優勢の帰趨が、この地域の安定のカギを握る重要なファクターになると考えております。今の段階では中国は尖閣諸島地域における航空優勢を獲得することができない状態です。

地上レーダーの覆域を補完する空中警戒機ですが、Y-8 改良型の E2C タイプのものも出て来ているとは言え、本格的な運用はされていません。戦技、戦法など練度についても戦闘機だけでなく、地対空ミサイルなどとの連携、航空作戦システムの整備・慣熟度が未熟な段階にありますので、現時点で、人民解放軍の空軍は、東シナ海上空の制空権に関して言えば日本より劣ると考えています。

それに米空軍が加わりますと日米が圧倒的に優勢であって、中国は勝てるわけがない、だから尖閣まで侵出してこないということが言えます。これが現実ですから、先ほどの三戦という概念が強調され、三戦の勝負においては負けてはならないと言われるわけです。

しかしこれに対する日本側の対応策にもいろいろと問題があります。先ほど言いましたように停船、臨検、エアーカバー、補給路の断絶を行うには、自衛権の発動が担保されていることが前提条件になるからです。しかし実は今の段階ではできないのです。

でも中国の司令官からすれば日本は一夜にして変わる国だと考えていると思います。つまり日本は状況が変われば、自衛権行使もすぐに容認し、直ちにあらゆる手段を講じてくると。私が中国の司令官であればそのように想定します。ですから、中国としてそれを見越して大胆な行動を起こすようなことは躊躇するという状況だと思います。

次の問題点としては中国が現在猛烈な勢いで軍拡と軍隊の訓練を行っているということです。これによってやがて航空優勢が中国側に傾く可能性はあります。これは今後の安倍政権の防衛力整備の問題と関わってくる部分ですが、今までのように日本が防衛力整備を怠り、あるいは日米同盟の観点からすると、米国は今後 10 年間で、1 兆 2 千ドル規模の予算を削減しなければならない。この削減うち国防費は約半分ですから、こうしたマイナス要素も当然考慮しなくてはなりません。

今の日本の法体系は、個別的自衛権の発動、イコール「防衛出動」下令、イコール武力行使となっています。法律論議については本日空幕の法務課からも来ておられますので、私が質問に答えられない場合は彼に聞いてもらいたいと思います。

防衛出動を下令して自衛権を発動するということは「宣戦布告」のようなメッセージを与えますから非常にまずいやり方であると思います。防衛出動を下令せずに、個別的自衛権を発動できるような仕組みが必要です。これについては「マイナー自衛権³」ということで使われることがあります。武力攻撃事態の直前に防衛出動命令が出されるまでのタイムラグを埋めるためにマイナー自衛権的な自衛権の発動は容認しなければならないという議論があります。これが今後の日本の防衛法制が見直すべき方向性であると思います。

現状では、現場が非常に難しいミッションを強いられるということです。海保が中国海軍から攻撃されたら、海保から少し距離をとる形でバックアップしている海自はどう行動して海保を守るのか。実は何もすることが出来ないのです。強いて言えば正当防衛を根拠に武器の使用は可能ですが、海保の船が撃沈された後であれば、中国艦艇を沈めたら過剰防衛ということになります。それに航空優勢を獲っているといってもじゃあ F-15 が空から援護するといってもどのように援護するのか。援護射撃すらできない。ただ単に飛んでいるだけになってしまいます。

³ 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（報告書）平成 20 年 6 月 24 日・第 3 部 憲法第 9 条に関する懇談会の基本認識

仮に援護という言葉を使うなら、いざという時には攻撃することができなくてはなりません。これができないわけです。現在は 84 条⁴しかそれを行う根拠となる法律はありません。援護に出撃するといっても法律がないのです。現状では出撃しようとしたら、防衛省設置法でいう「調査研究」を適用するしかない。しかし調査研究目的で飛行している戦闘機が爆弾を落としていいのか、あるいはミサイルを発射するのか。それではブラックユーモアになってしまう。

これが現状でございまして、対領空侵犯措置によって空に上がったとしても基本的にこれは警察権しか行使できません。警告射撃ということも言われていますが、実はこれは "signalling blow" ですから、これは国際法的には信号射撃なのです。相手に当たらないように前に向かって撃つというものです。

領海警備法というのが陸海空自衛隊、海保、警察のシームレスな行動を担保する法律として必要だという話があります。それも一つのアイデアであると思いますが、それが制定されたとして個別的自衛権が発動されない限り、警察行動という枠組みの中に収まってしまおうという根本的な問題は変わりません。

このことに関して私が非常に矛盾を感じているのは現在安倍政権によって集団的自衛権の四類型の議論が進行しています。私自身はこれは非常に重要なことであり、是非やってもらいたいと思っております。ですが、それを容認したとしたら、集団的自衛権を認めているのにも拘らず個別的自衛権は実質上行使できないというおかしな構図が出来上がってしまいます。これは非常におかしい状況です。米艦艇守ることはできても、海保は守れないという状況です。日本はアメリカの属国なのかということになりかねない。自分の国は守れないのにアメリカを守る権利を容認していくというのはおかしいのではないかと思うわけです。

私のお話したいことについてまとめさせていただきます。仮にマイナー自衛権が認められ、制約された形で自衛権が発動できる環境が整備されることが一番望ましいと思いますが、今の形であれば補給路を断つために、停船を命じ、臨検するにしても防衛出動が下令される必要がある。防衛出動というのは先ほど述べさせて頂いた通り、宣戦布告のメッセージ性が強く、相手方からすれば非常にいい口実を与えてしまうこととなります。国際社会からの非難を受けずにかつ日米同盟が働かないという最も恐れるべき状態を生んでしまうことになりかねません。つまり日本が一方的に宣戦布告したと国際社会が受け止めてしまう可能性があるのです。その意味で今の平和憲法が実は逆に戦争を生起させるという皮肉な結果になるということなのです。

今後の方向性は自衛隊を縛るのではなく、政治主導によってコントロールすべきである。約 5 兆円の予算規模を持ちながら組織の行動をがんじがらめに縛るのは論理矛盾にすぎませ

⁴ 自衛隊法第 84 条（領空侵犯に対する措置）・（機雷等の除去）・（在外邦人等の輸送）・（後方地域支援等）

ん。昔は統帥権という魔物が軍隊のコントロールの障害となっていました。現在は軍事に対する忌避感がコントロールの障害になってしまっています。

今の危うい状況を打破するためにはマイナー自衛権を容認する方向に行かなくてはならないと思いますし、それをやらないということであれば、南シナ海における中国の島嶼獲得パターンがそのまま適用されてしまうということになりかねません。そのような事態になれば打つ手が無くなります。

しかし日本のことですから、仮に海保が攻撃されて尊い隊員の命が失われる、あるいは流血騒ぎになったとしたら日本中は発狂状態となり、自衛隊は何をやっているのだと、そして自衛権行使を認めるのは当然だろうということで、一夜にして日本の防衛政策の方向性が大転換する可能性があります。皮肉なことに、中国が一番これを恐れているのではないかと思います。

2週間前に私がウェブ・マガジンの『JBpress』に上記問題点を寄稿したのですが、かなりの反響がありましたので参考までにレジュメに載せております。法制局のOBの方からもメールを頂きました。憲法9条については憲法制定の際にGHQ内部においてこのような条項は法規範として、そもそも無理があるので前文にその理念を示すだけにとどめるべきであるという有力な議論があったそうですが、それを無理やり条項として入れ込んだことにより、この部分の解釈について国論が分断されてしまう状態が長く続くことになってしまったと書かれていました。

しかしそうした状態ももはや最終段階にある。つまり集団的自衛権を容認したら9条は規範としての役割を終える。石原慎太郎さんが主張するように憲法を破棄するというのは過激ですが、これを認めると事実上、憲法それ自体が崩れてしまう。いっそのことゼロから再構築するほうがいいのではないかということも自虐的に述べられていました。

いずれにしても憲法を守ると国を守ることができず、国を守ると憲法が崩壊するという非常に危ない状況です。解釈に解釈を重ねてきた憲法もいまや限界にきているということでしょう。

尖閣の領有権を獲られてしまうということを知覚しているならいいのですが、そうではなく尖閣への中国の進出をあくまでも頑張って、自衛隊を使ってでも阻止するというのであれば、様々な問題を解決しておかなければならないということをお願いして終わらせて頂きます。ありがとうございました。